

# 社会福祉法人えべつ幸誠会

## 役員及び評議員等の報酬及び慶弔規程

令和7年4月1日改訂

# 社会福祉法人えべつ幸誠会

## 役員及び評議員等の報酬及び慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えべつ幸誠会の役員及び評議員等の報酬及び慶弔について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。評議員等とは評議員及び評議員選任解任委員並びに第三者委員会委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長を除く理事及び監事が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬 等	10,000円	2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 報酬の支払い方法は金融機関等へ口座振り込みを原則とする。支払い時期については報酬の支払事由等を明確にした起案書を理事長が決裁後、直近の法人振込指定日に支払う。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事長の報酬は月額100,000円とする。ただし、業務の為の出勤日数及び時間については別表1備考に記載の通りとする。なお理事長は月額報酬の為、臨時的・緊急的に招集された業務について報酬等は支払わないものとする。

2 役員及び評議員等が、定時会議以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員選任解任委員及び第三者委員会委員が定期指導や会議の為に業務を行った場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

6 報酬の支払い方法は金融機関等へ口座振り込みを原則とする。支払い時期については報酬の支払事由等を明確にした起案書を理事長が決裁後、直近の法人振込指定日に支払う。

#### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、えべつ幸誠会 旅費規程の第11条、第12条、第13条、及び旅費規程別表1に従い掛かる費用を支給することができる。

2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### (慰労金)

第7条 役員が退任した時は、慰労金を支給する。

2 慰労金の額は、役員等の在職年数に10,000円を乗じて得た額とする。但し、在職期間は社会福祉法人えべつ幸誠会の事業期間内とする。

3 前項の規定にかかわらず、役員等として法人に対する貢献度、活動実績等を勘案して慰労金を増額する事が出来る。ただし、この場合の慰労金の額は、1人につき1,000,000円を限度とする。

4 前項の規定により慰労金を増額して支給するときは、理事については理事会に、評議員及び監事については評議員会に諮ってこれを定める。

#### (受賞祝金)

第8条 役員及び評議員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、北海道知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章等を受けたときは、別表3に定める祝金を支給する。

#### (傷病見舞金)

第9条 役員及び評議員等が傷病により入院が2週間以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

#### (災害見舞金)

第10条 役員及び評議員等が、火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表3に定める災害見舞金を支給する。

#### (ご本人の弔慰金)

第11条 役員及び評議員等が、死亡したときは別表4の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して供花及び弔電を供えることができる。

#### (親族等への弔慰金)

第12条 役員及び評議員等の親族等が死亡したときは、別表5の定める弔慰金を支給するほか、葬儀に際して供花及び弔電を供えることができる。

#### (改正)

第13条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人えべつ幸誠会 理事会の及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成30年4月1日 一部改訂

平成31年4月1日 一部改訂

令和4年4月1日 一部改定

令和7年4月1日 一部改定

別表1 役員及び評議員等の勤務報酬等

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等 (月額)	100,000円	0円	週2日、月8日 程度(1日4時間 程度)
【定時】評議員選任解任委員会・第三者委 員会業務報酬 (日額)	10,000円	2,000円	
理事及び評議員等臨時的業務報酬 (日額)	5,000円	0円	
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000円	2,000円	

別表3 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備考
受賞祝金	ア. 北海道知事、厚生労働大臣 表彰受賞のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内	
傷病見舞金	ア. 傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内	

別表4 弔慰金

対 象 者	支給基準額	備 考
理事長	100,000円	弔電・供花
副理事長	70,000円	
その他役員等	50,000円	

別表5 親族等への弔慰金

対象者	支給基準	備考
配偶者	30,000円	弔電・供花
父母	10,000円	
配偶者の父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	